



2026年1月吉日

お客様各位

通関業務における料金の改定について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年の通関業法改正により、通関料金に設定されていた上限額は撤廃されておりましたが、実務上は1995年に改定された旧来の水準が、長年にわたり料金設定の目安として用いられてきました。一方で、近年の人工費やシステム費用など各種コストの上昇により、従来の料金体系の維持が難しい状況となっております。

このような背景を踏まえ、誠に心苦しい限りではございますが、通関業務を安定的に継続していくため、料金単価の改定を実施させていただくことといたしました。

適用開始時期 :

2026年2月2日(月)受託分より適用開始

改定内容 :

通関申告業務および各種保税関連申請にかかる基本料金につき、現行料金を基準として平均で約25%の改定（少額貨物を対象とした簡易通関の取扱いを含む）

当社では、今後も法令遵守とサービス品質の維持・向上を徹底し、お客様の国際物流が円滑に進むよう取り組んでまいります。安定した通関業務の継続と品質確保のため、今回の料金改定につきまして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具